

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第15号

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県民会館条例施行規則（昭和42年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者による管理) 第9条 (略)	(指定管理者による管理) 第9条 (略)
<u>2 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式（その1）から別記第3号様式までの規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは「指定管理者」とする。</u>	<u>2 指定管理者による管理の場合における第4条第1項の規定の適用については、同項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。</u>
	<u>3 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式（その1）から別記第3号様式までの規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。</u>
	(利用料金)
第10条 <u>削除</u>	第10条 <u>条例第15条第4項の規則で定める附属設備は別表に掲げるものとし、同項の規則で定める額は同表に定める額とする。</u>
	<u>2 条例第15条第7項の規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>
	<u>(1) 会館の設置の目的の達成に特に資するものであつて知事が別に定める場合 知事が適当と認める額</u>
	<u>(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が適当と認める額</u>
	<u>3 条例第15条第8項ただし書の規則で定める事由は第8条第1項各号に掲げる事由とし、当該事由により還付する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、同項各号中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。</u>
	<u>4 前項の規定により適用される第8条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第2条第3項の規定により受け付けた使用の申込みについ</u>

ては、使用しようとする日の1年前までに使用の取消しを指定管理者に申し出た場合に限り、利用料金を還付することができる。この場合において、還付する額は、利用料金の2分の1に相当する額とする。

別表（第7条関係）

設 備 品 名	使 用 料		備 考
	単 位	金 額 (円)	
大ホール舞台	(略)		
能舞台	(略)	7,510	(略)
(略)			
キャスト ー付き平 台（小）	(略)	210	
キャスト ー付き平 台（中）	(略)	380	
キャスト ー付き平 台（大）	(略)	500	
(略)			
(略)			
映 写	映写機16 ミリ（大 ホール）	(略)	3,000
(略)			
(略)			
大・ 小ホ ール 音響 共通	(略)		
オープン 式テー プレコ ーダー	(略)	980	
(略)			
(略)			
ギャ ラリ ー	(略)	(略)	(略)
展 示 コー ナー	自立式展 示パネル	1枚	120
	スポット ライト	1台	100
(略)			

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリー及び展示コーナーにおける付属設備の使用については、午前9時から午後

別表（第7条、第10条関係）

設 備 品 名	使 用 料		備 考
	単 位	金 額 (円)	
大ホール舞台	(略)		
能舞台	(略)	15,000	(略)
(略)			
キャスト ー付き平 台（小）	(略)	420	
キャスト ー付き平 台（中）	(略)	770	
キャスト ー付き平 台（大）	(略)	1,020	
(略)			
(略)			
映 写	映写機16 ミリ（大 ホール）	(略)	6,010
(略)			
(略)			
大・ 小ホ ール 音響 共通	(略)		
オープン 式テー プレコ ーダー	(略)	1,960	
(略)			
(略)			
ギャ ラリ ー	(略)	(略)	(略)
(略)			

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリーにおける付属設備の使用については、午前9時から午後5時までを1回と

5時までを1回とする。 2 (略)	する。 2 (略)
----------------------	--------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。